

人事委員会年報

平成21年度

岡山市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営	1
1 人事委員会	1
(1) 人事委員会の設置	
(2) 人事委員会の構成	
(3) 人事委員会の権限	
(4) 人事委員会の開催状況	
2 事務局	9
(1) 組織	
(2) 定数及び現員	
(3) 所掌事務	
3 予算	11
第2章 事業概要	12
1 任用	12
(1) 採用	
(2) 昇任	
2 給与、その他の勤務条件	16
(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	
(2) 条例の制定及び改廃に対する意見	
(3) 規則等の制定及び改廃の協議	
3 公平審査等	22
(1) 勤務条件に関する措置要求	
(2) 不利益処分についての不服申立て	
(3) 苦情相談	
4 職員団体	23
(1) 職員団体の登録状況	
(2) 管理職員等の範囲	
5 労働基準監督機関	26
(1) 労働基準法の号別区分等	
(2) 職権行使の状況	
6 人事委員会規則の制定及び改廃の状況	28

第1章 組織と運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、岡山市人事委員会設置条例を制定し、平成21年2月1日に人事委員会を設置した。

人事委員会設置までの経過

年 月	事 項
平成19年4月	岡山県人事委員会に職員派遣(1名)(平成20年12月まで)
平成20年4月	人事委員会設置準備室(人事課内)設置(兼務職員5名)
平成20年5月	岡山県人事委員会に職員派遣(1名)(平成20年7月まで)
平成20年10月	政令指定都市移行決定(政令第315号)
平成20年11月	関連条例11月議会提案(12月22日可決) ・補正予算(委員報酬等) ・人事委員会設置条例等 ・人事委員会委員選任議決
平成21年2月 (平成21年4月)	人事委員会設置, 委員発令, 事務局設置, 関連規則等制定 政令指定都市移行

(2) 人事委員会の構成

人事委員会は、3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっている。(地公法第9条の2)

任期は4年であるが、人事委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

(平成22年3月31日現在)

職 名	氏 名	任 期
委員長	中 野 惇	平成21年2月1日～ 平成25年1月31日
委 員 (委員長職務代理者)	守 屋 勝 利	平成21年2月1日～ 平成24年1月31日
委 員	新 村 容 子	平成21年2月1日～ 平成23年1月31日

(3) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されており、その性質により分類すると、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の3つに分けることができる。

行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会もしくは市長に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- コ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ウ 公立学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

(4) 人事委員会の開催状況

平成21年度における本委員会の開催状況は、次のとおりである。

開催回数	定例会	24回
	臨時会	5回
議案	70件	
報告事項	61件	
協議事項	7件	

回数	開催期日	議 事
第1回 定例会	21.4.6	議事 1 大都市労連協議会からの申し入れに対する回答について 報告 1 平成21年度の予定について 2 岡山市職員募集ガイドについて 3 民間給与実態調査について
第1回 臨時会	21.4.17	議事 1 夏季一時金に関する特別調査について 報告 1 夏季一時金削減の動向にかかる要請書について
第2回 定例会	21.4.22	議事 1 選考によって採用することができる職の指定について 2 看護師・助産師の採用にかかる選考の委任について 3 大学卒業程度職員採用試験の実施について 4 獣医師職員採用選考試験の実施について 報告 1 平成21年度岡山市職員採用試験実施日程の公表について 2 看護師・助産師の採用にかかる採用選考実施通知について 3 労働基準法別表第1の号別決定にあたっての岡山労働局との協議について 4 平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査について 5 平成21年職種別民間給与実態調査説明会について 6 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について
第2回 臨時会	21.5.1	議事 1 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
第3回 定例会	21.5.18	議事 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置について 2 岡山市職員採用試験受験者のうち不合格者に対する試験成績開示に関する取扱い要領の制定について 報告 1 現業労働組合からの職員採用の申し入れについて 2 職員の併任について
第4回 定例会	21.5.27	議事 1 条例案に対する人事委員会の意見について 報告 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置についての報告及び意見の申出について 2 労働基準法別表第1の事業区分の決定について
第5回 定例会	21.6.10	議事 1 条例案に対する人事委員会の意見について

		<p>2 職員からの苦情に関する規則の一部改正について</p> <p>3 選考によって採用することができる職の指定について(市人事委員会規程第1号)の一部改正について</p> <p>報告</p> <p>1 採用選考及び昇任選考の実施結果報告について</p> <p>2 職員の処分に関する書類の提出について</p> <p>3 岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の専決処分について</p>
第6回 定例会	21.6.30	<p>議事</p> <p>1 短大・高校卒業程度職員採用試験の実施について</p> <p>報告</p> <p>1 職員採用試験(大卒程度、獣医師)の実施状況について</p> <p>2 採用選考の結果報告及び実施通知について</p> <p>3 公益法人等への職員の派遣等に関する報告について</p> <p>4 平成21年民間給与実態調査の実施結果及び今後のスケジュールについて</p>
第7回 定例会	21.7.8	<p>議事</p> <p>1 大卒程度職員採用試験第1次試験の合格者決定及び第2次試験の実施について</p> <p>報告</p> <p>1 職員の処分に関する書類の提出について</p>
第8回 定例会	21.7.22	<p>議事</p> <p>1 職員採用試験(児童福祉司、心理判定員)の実施について</p> <p>2 職員採用選考試験(獣医師)の合格者決定について</p> <p>報告</p> <p>1 採用選考の実施通知及び結果報告について</p> <p>2 職員の処分に関する書類の提出について</p> <p>3 平成21年度岡山市職員採用試験の今後の実施日程の公表について</p> <p>4 人事委員会の業務状況の報告について</p> <p>協議</p> <p>1 平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告について ・全体構成等について</p>
第9回 定例会	21.8.12	<p>議事</p> <p>1 職員採用試験(民間企業等職務経験者)の実施について</p> <p>2 選考によって採用することができる職の指定について(市人事委員会規程第1号)の一部改正について</p> <p>報告</p> <p>1 職員採用選考試験(獣医師)の合格者名簿の確定等について</p> <p>2 採用選考の実施通知について</p> <p>3 昇任選考の実施報告について</p> <p>4 大人連事務局長会議の概要について</p> <p>協議</p> <p>1 平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事院勧告の概要について ・ 市労連からの申し入れについて ・ 職員給与関係資料について
第 3 回 臨時会	21.8.20	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡山市人事委員会不当要求行為等対策要綱の制定について 2 岡山市人事委員会内部公益通報に関する要綱の制定について 3 岡山市人事委員会外部公益通報に関する要綱の制定について 4 岡山市人事委員会事務局職員に対する職務に関する要望等の取扱いに関する要綱の制定について <p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 21 年職員の給与等に関する報告及び勧告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間給与関係資料について ・ 生計費・労働経済関係資料について
第 1 0 回 定例会	21.8.26	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育士の採用にかかる選考の委任について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用選考の結果報告及び実施通知について 2 職員の処分に関する書類の提出について 3 職員団体の登録申請書記載事項の変更について <p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 21 年職員の給与等に関する報告及び勧告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 大人連委員長・事務局長合同会議の概要について ・ 公民給与の比較（月例給、特別給） ・ 職員の給与等に関する報告（むすびの前まで）
第 4 回 臨時会	21.9.2	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 不利益処分に係る不服申立について <p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 21 年職員の給与等に関する報告及び勧告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国人事委員会事務局長会議の概要について ・ 職員の給与等に関する報告（むすび）
第 1 1 回 定例会	21.9.9	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の採用予定通知及び採用試験に関する事務の一部委任について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用選考の結果報告について <p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 21 年職員の給与等に関する報告及び勧告について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「職員の給与等に関する報告及び勧告」について ・ 本年の給与の改定について
第 1 2 回 定例会	21.9.16	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条件附採用期間の延長について

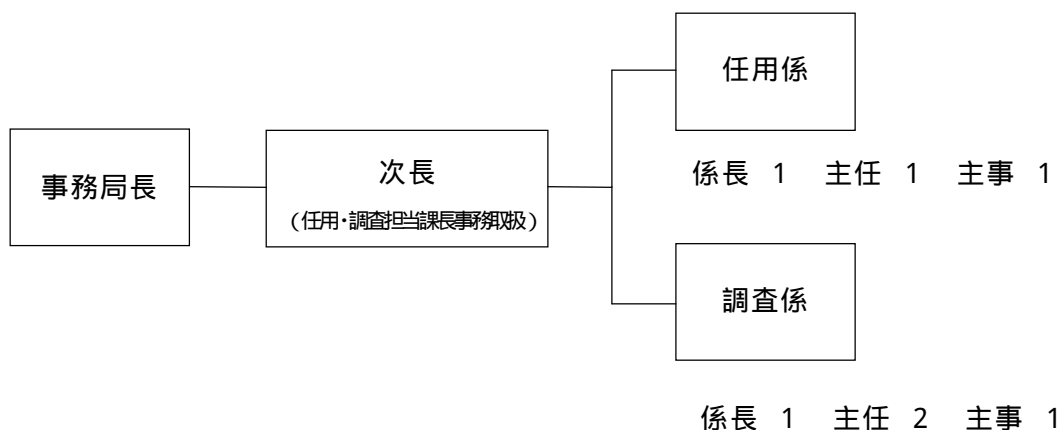
		<p>2 平成 21 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告</p> <p>1 採用試験の実施通知について 協議</p> <p>1 平成 21 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山市労連共闘会議からの緊急要請署名の受領について ・他都市人事委員会勧告の概要について ・本年の給与の改定について ・職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について ・委員長談話について ・勧告当日の流れについて
第 1 3 回 定例会	21.10.8	<p>議事</p> <p>1 消防職員昇任試験に関する事務の一部委任について</p> <p>2 職員採用試験（短大・高校卒業程度）第 1 次試験の合格者決定及び第 2 次試験の実施について</p> <p>3 不利益処分に係る不服申立について</p> <p>4 条件附採用期間の延長について</p> <p>報告</p> <p>1 岡山市人事委員会勧告について</p>
第 1 4 回 定例会	21.10.26	<p>議事</p> <p>1 職員採用試験（児童福祉司、心理判定員、民間企業等職務経験者）第 1 次試験の合格者決定及び第 2 次試験の実施について</p> <p>2 選考によって採用することができる職の指定について（市人事委員会規程第 1 号）の一部改正について</p> <p>3 薬剤師の採用に係る選考の委任について</p> <p>4 不利益処分に係る不服申立について</p> <p>報告</p> <p>1 採用選考の実施通知及び結果報告について</p> <p>2 職員の解雇予告除外認定について</p> <p>3 職員の処分に関する書類の提出について</p> <p>4 退職手当審査会の設置について</p> <p>5 他都市人事委員会勧告の概要について</p> <p>6 岡山市労連共闘会議への人事委員会勧告の内容説明について</p>
第 1 5 回 定例会	21.11.11	<p>議事</p> <p>1 職員採用試験（短大・高校卒業程度）最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>報告</p> <p>1 事業所名簿作成について</p>
第 1 6 回 定例会	21.11.25	<p>議事</p> <p>1 条例案に対する人事委員会の意見について</p> <p>2 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について</p> <p>3 岡山市職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正について</p> <p>4 不利益処分に係る不服申立について</p>

		<p>5 消防職員昇任試験の実施について 報告</p> <p>1 市労連団体交渉妥結結果について 2 大人連課長会議について</p>
第17回 定例会	21.12.9	<p>議事</p> <p>1 職員採用試験（児童福祉司、心理判定員）最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 不利益処分に係る不服申立について</p> <p>報告</p> <p>1 昇任試験の結果報告について 2 職員の処分に関する書類の提出について 3 岡山市職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正について</p>
第18回 定例会	21.12.21	<p>議事</p> <p>1 職員採用試験（民間企業等職務経験者）最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について 2 岡山市職員退職手当支給条例の改正に伴う退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会への諮問に関する人事委員会規則の改正等について 3 不利益処分に係る不服申立について</p> <p>報告</p> <p>1 採用試験の結果報告について</p>
第19回 定例会	22.1.13	<p>報告</p> <p>1 採用選考及び昇任試験の結果報告について</p>
第20回 定例会	22.1.27	<p>議事</p> <p>1 不利益処分に係る不服申立について 2 消防職員採用試験最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>報告</p> <p>1 採用試験の結果報告について</p>
第21回 定例会	22.2.3	<p>議事</p> <p>1 消防職員昇任試験最終合格者決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>報告</p> <p>1 昇任試験の結果報告について 2 大都市人事委員会連絡協議会課長会議について</p>
第22回 定例会	22.2.19	<p>議事</p> <p>1 条例案に対する人事委員会の意見について 2 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 3 岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の改正について 4 岡山市人事委員会パブリックコメント手続実施要綱の制定について</p>

		<p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の処分に関する書類の提出について 2 組合からの申し入れ等について
第5回臨時会	22.3.18	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用に係る選考の委任について 2 初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について 3 不利益処分に係る不服申立について 4 職員団体の登録について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昇任選考の実施通知について
第23回定例会	22.3.24	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昇任選考合格者の決定について 2 任期付職員の任期の更新について 3 初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用選考及び昇任選考の実施通知について 2 初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について 3 平成22年度当初予算について
第24回定例会	22.3.31	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡山市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 岡山市職員の任用に関する規則の一部改正について 4 岡山市職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の一部改正について 5 岡山市一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則の一部改正について 6 初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の一部改正について 7 条例案(専決)に対する人事委員会の意見について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転任に係る選考の実施について 2 人事委員会事務局職員の異動について

2 事務局

(1) 組織



(2) 定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 9人

人事委員会事務局の職員現員 9人

(3) 所掌事務

任用係

- 1 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- 2 職階制に関すること。
- 3 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 4 人事記録の管理に関すること。
- 5 勤務条件の措置要求に関すること。
- 6 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- 7 職員の苦情処理に関すること。
- 8 管理職員等の範囲に関すること。
- 9 職員団体の登録に関すること。
- 10 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 11 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する
こと。
- 12 退職手当管理機関の諮問に応じて行う退職手当の支給制限等の処分について
の調査審議に関すること。（21.12.25 追加）

調査係

- 1 人事委員会の会議及び議事に関すること。
- 2 公印の管理に関すること。
- 3 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- 4 人事に関する統計報告に関すること。

- 5 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定等に関する調査研究に関すること。
- 6 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- 7 給与の支払の監理に関すること。
- 8 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- 9 事務局の予算，決算その他庶務に関すること。
- 10 文書の收受，発送及び保存に関すること。
- 11 局内他係の主管に属しないこと。

3 予算

平成21年度における本委員会の当初予算は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	予 算 額
人事委員会運営事務費	90,020
報酬	4,476
給料	35,383
職員手当等	27,713
共済費	10,391
旅費	1,695
需用費	5,868
役務費	443
委託料	700
使用料及び賃借料	900
備品購入費	400
負担金補助金及び交付金	2,051

第2章 事業概要

1 任用

(1) 採用

採用試験

職員の採用については、地方公務員法第17条第3項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

平成21年度に実施した採用試験は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
大学 卒業 程度	事務	10人程度	353	276	13	21.2
	土木	10人程度	32	26	11	2.4
	建築	若干名	8	5	1	5.0
	機械	若干名	10	7	2	3.5
	電気	若干名	5	5	2	2.5
	化学	若干名	16	12	1	12.0
	計	30人程度	424	331	30	11.0
民間企業等 職務経験者	システム	1人程度	44	44	2	22.0
	法律	1人程度	0	-	-	-
	財務・資金運用	1人程度	11	10	0	-
	マスコミ広報	1人程度	26	22	1	22.0
	補償	1人程度	6	6	2	3.0
	土木	1人程度	18	18	1	18.0
	建築構造	1人程度	1	1	1	1.0
計	7人程度	106	101	7	14.4	
短大・高校 卒業程度	事務	1人程度	49	39	1	39.0
	機械	1人程度	4	4	1	4.0
	電気	1人程度	7	6	1	6.0
	計	3人程度	60	49	3	16.3
児童福祉司		5人程度	47	44	4	11.0
心理判定員		若干名	81	72	2	36.0

イ 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験名及び試験区分		採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消防士	大学卒業程度	20人程度	297	228	20	11.4
	短大・高校 卒業程度	10人程度	190	138	9	15.3

(消防局で一部実施)

採用選考

職員の採用に関し、岡山市職員の任用に関する規則第13条において定める職については、選考によることができるとしている。

また、一部の採用選考については、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条において、任命権者に委任している。

平成21年度に実施した採用選考は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの(公募選考によるもの)

職(職種)名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
獣医師	1名程度	4	4	2	2.0

イ 人事委員会が実施したもの(公募選考によらないもの)

職名(選考候補者数,選考合格者数)
なし

ウ 委任を受けた任命権者が実施したもの(公募選考によるもの)

職(職種)名	採用予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)	
幼稚園教諭・保育士 ₁	30人程度	272	229	34	6.7	
看護師・助産師 ₂	1次	26人程度	12	12	9	1.3
	2次	17人程度	17	17	13	1.3
	3次	10人程度	10	10	6	1.7
	4次	若干名	7	6	3	2.0
薬剤師 ₂	1人	3	3	1	3.0	
栄養士 (県費負担学校栄養職員) ₃	7人	148	119	7	17.0	
任期付短時間職員 ₄	15人程度	188	176	15	11.7	

- 1 幼稚園教諭・保育士については、総務局人事課・教育委員会事務局学事課で実施している。
- 2 看護師・助産師及び薬剤師については、病院局で実施している。
- 3 栄養士（県費負担学校栄養職員）については、教育委員会事務局学事課で実施している。
- 4 任期付短時間職員については、総務局人事課で実施している。

エ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によらないもの）

職名（選考候補者数,選考合格者数）
審議監（1,1）、課長（1,1）、課長代理（2,2）、課長補佐（1,1）、副主査（1,1）、主任獣医師（1,1）、医療副専門監（1,1）、医長（1,1）、医員（2,2） 【県費負担職員】事務主任（1,1）、学校栄養技師（1,1）

(2) 昇任

昇任試験

職員の昇任については、地方公務員法第17条第3項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任できるとしている。

平成21年度に実施した昇任試験は次のとおりである。

ア 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

試験区分		昇任予定 人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争率 (倍)
消防士	消防司令	10	18	18	10	1.8
	消防司令補	15	31	30	15	2.0
	消防士長	25	60	59	25	2.3

(消防局で一部実施)

昇任選考

職員の昇任については、原則として競争試験によるものとするほか、岡山市職員の任用に関する規則第14条において、選考によることができるとしている。

また、一部の昇任選考については、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条において、任命権者に委任している。

平成21年度に実施した昇任選考は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

職務の等級	選考請求数 (人)	選考合格者数 (人)
特1等級(局長級)	8	8
1等級(審議監・次長級)	24	24
2等級(課長級)	56	56

イ 委任を受けた任命権者が実施したもの

職務の等級	選考候補者数 (人)	選考合格者数 (人)
特1等級(局長級)	1	1
3等級(課長補佐級)	81	81
4等級(係長級)	69	69
4等級(副主査級)	105	105
4等級(主任級)	146	146

2 給与、その他の勤務条件

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、議会及び市長に対し、平成 21 年 5 月 22 日に平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置についての意見の申し出を、平成 21 年 9 月 25 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

〔期末手当及び勤勉手当に関する特例措置についての意見の申し出の概要〕

平成 21 年 5 月 22 日

ポイント

- 1 人事院勧告に準じた特例措置を講ずることが適当
- 2 支給月数の 0.20 月分を凍結 (2.15 月 1.95 月)

1 特別給改定についての基本的考え方

職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、過去 1 年間において民間事業所で支払われた特別給の支給実績を精確に把握し、その結果に基づいて民間の年間支給割合と職員の特別給の年間支給月数を合わせるよう、必要に応じて特別給改定の勧告を行うことが基本

2 夏季一時金に関する特別調査の実施

(1) 調査概要

昨今の景気の急速な悪化に伴い、本年の民間企業における夏季一時金が大幅なマイナスになることがうかがえたことから、市内民間企業における夏季一時金の決定状況を把握するため、臨時的に特別調査を実施

調査期間：4 月 22 日～5 月 13 日

標本事業所：120 事業所

(2) 調査結果

集計事業所：105 事業所（調査完了率：87.5%）

夏季一時金の決定状況

決定（妥結）済：15 事業所 回答済：3 事業所 未定：87 事業所

決定（妥結）済事業所の対前年比較状況

増加：1 事業所 増減なし：4 事業所 減少：10 事業所

従業員割合による対前年増減率： 14.6%

3 人事院の報告及び勧告

夏季一時金特別調査の結果、約 8 割の従業員の夏季一時金が未定、調査対象全企業従業員ベースで見た対前年増減率は 13.2%であり、民間の夏季一時金は大きく減少することがうかがわれた

民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況

を反映させることが望ましいこと、また、12月期の特別給で1年分を精算しようとする
ると大きな減額となることから、何らかの調整的措置を講ずることが適当
暫定的な措置として、本年6月に支給する期末手当・勤勉手当のうち、0.20月分を凍
結することが適当

〔平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数〕

職 員	現行	凍結分	凍 結 後
一 般 職 員	2.15	0.20	1.95 (期末:1.25(0.15) 勤勉:0.7(0.05))
再 任 用 職 員	1.10	0.10	1.00 (期末:0.7 (0.05) 勤勉:0.3(0.05))

4 平成21年6月に支給する期末手当・勤勉手当に関する本委員会の意見

本委員会の調査では約8割の市内民間事業所の夏季一時金が未定であるが、人事院
による調査と同様、前年に比べて減少の傾向がうかがえた

地方公務員法の趣旨を踏まえた上、近時の経済情勢の急速な悪化や人事院勧告の内
容等を総合的に検討した結果、人事院勧告の内容に準じた特例措置を講ずることが適
当

凍結分に相当する支給割合の期末手当・勤勉手当の取扱いについては、5月から実
施している職種別民間給与実態調査において、特別給の支給実績を精確に調査した上
で必要な措置を勧告

〔職員の給与等に関する報告及び勧告の概要〕

平成21年9月25日

ポイント

- 職員給与が民間給与を4,972円(1.23%)上回っており、この較差を解消するため、
月例給の引下げ改定(給料月額引下げ)
- 特別給(期末手当・勤勉手当)の0.35月分引下げ(4.50月分 4.15月分)

1 勧告の意義

人事委員会による勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して
社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定
する諸原則に基づいて地域の民間給与水準との均衡を図ることが基本

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) 〔(A)-(B)〕/(B)×100〕
397,914円	402,886円	4,972円(1.23%)

(職員の平均年齢 43.2歳)

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の309の民間事業所から120事

業所を無作為抽出し、本年4月分の給与等を実地調査（調査完了率92.5%）

職員と民間における4月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較

(2) 特別給

民間の支給割合 4.16月分（職員の支給月数 4.50月分（0.2月分凍結中））

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の支給月数を比較

3 本年の給与改定

(1) 月例給

給料表について、本年人事院が勧告した俸給表を基準として、本市における公民較差を解消するための率を乗ずる引下げ改定（医療職給料表(1)は除く）

(2) 特別給

期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.35月分引下げ（4.50月分 4.15月分）

		6月期	12月期
21年度	期末手当	1.25月分(支給済み)	1.5月分(現行1.6月分)
	勤勉手当	0.7月分(支給済み)	0.7月分(現行0.75月分)
22年度	期末手当	1.25月分	1.5月分
以降	勤勉手当	0.7月分	0.7月分

特例措置により凍結した6月期における期末手当(0.15月分)・勤勉手当(0.05月分)の支給月数分（計0.2月分）は引下げ分の一部に充当

(3) 改定の実施時期等

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施

本年4月から改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当において調整

4 その他給与に関する諸課題

(1) 住居手当

自宅に係る住居手当（新築・購入後5年）について、借家・借間に係る住居手当のあり方も含め、他都市や民間の状況等を踏まえながら引き続き検討

(2) 給与構造改革

職務・職責に応じた管理職手当のあり方、地域手当の問題について引き続き検討

(3) 時間外勤務手当等

労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務に係る支給割合の引上げ、代替休の導入の検討が必要

5 人事管理に関する諸課題

(1) 人材の確保・育成

将来を担う優秀な人材の確保のため、受験者の確保に向けた有効な取組や多様化・高度化する人材確保の要請に臨機応変に対応する取組の推進が必要

「職場」「人事」「研修」が有機的に連携し、人を育てる制度と人が育つ組織づくりに向けた具体的な人材育成策についてさらに検討

公務・公共のために全力を尽くす職員の使命感を醸成し、市民に信頼される組織の実現

(2) 人事評価制度

客観的で公正性・透明性を十分確保した人事評価制度の早急な整備が必要

具体的な評価方法や人事管理への反映方法について、国や他都市の実施状況等も把握しながら十分な検討と検証が必要

(3) 女性職員の登用

女性職員の職域・職務の拡大、将来の女性幹部候補生として係長・主任級への積極的な登用など、より一層、男女共同参画社会を推進する長期的かつ積極的な取組が必要

(4) 仕事と家庭の両立支援

人事院による国家公務員の育児休業等に関する法律改正の意見申出、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、仕事と子育ての両立を支援する一層の勤務環境の整備が必要

(5) 時間外勤務の縮減

職員一人ひとりがコスト意識を持つことによる仕事と時間に対する自己管理能力を高める意識改革が重要

管理職員は職員の業務の進捗状況を適正に管理し、適切な業務配分を行うなど、個別具体の行動の実践が重要

任命権者においては、事務事業の見直しや人員の適正配置など、時間外勤務、総実勤務時間の縮減に向けた取組の推進が必要

(6) 職員の健康の保持

職員の心身の健康を保持、増進し、健康に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整えていくことは、任命権者の重要な責務

予防や早期発見に重点を置くとともに、円滑な職場復帰と再発防止のための環境を整えるなど、なお一層の取組が必要

近年顕在化している「パワー・ハラスメント」について、具体的な言動例等の情報提供を行うなど、問題の発生を未然に防ぐ取組が必要

(7) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の連携について、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう図るとともに、長年の職務を通じて得た知識や経験、技術等を十分に活かしながら、次の世代にスムーズに伝えていけるよう、国の動向等を注視しつつ、検討が必要

(8) 非常勤職員の処遇

増加する市民ニーズや社会情勢の変化に迅速に対応するため多様な雇用形態が導入される中、非常勤職員についても適正な処遇を行うことでその志気を高め、安心して職務に精励することができるよう、今後とも検討が必要

(2) 条例の制定及び改廃に対する意見

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。(地公法第5条第2項)

本委員会が、意見聴取に対し回答した条例案は次のとおりである。

意見申出 年月日	条例名	意見
21.5.29	市長，副市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条に限る。）	適当
	岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	適当
21.6.10	市長，副市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条に限る。）	異議なし
21.11.25	岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	異議なし
	岡山市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	異議なし
22.2.19	岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	適当
	岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	適当
22.3.31	岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	異議なし

(3) 規則等の制定及び改廃の協議

岡山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。(給与条例第24条)

また、給与条例の規定により市長又は任命権者が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又は変更し、若しくは廃止しようとするときも同様である。

本委員会に、市長から協議された規則案は次のとおりであり、いずれも異議ない旨の回答をした。

回答年月日	協議の内容
21.11.27	岡山市職員の給与に関する条例施行規則 岡山市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 期末手当及び勤勉手当に関する規則

3 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。(地公法第46条)

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をしなければならないとされている。

平成21年度における勤務条件に関する措置要求の事案はなかった。

(2) 不利益処分についての不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができる。(地公法第49条の2)

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

平成21年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりである。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成21年(不) 第1号事案	懲戒処分取消	H21.9.1	係属中

(3) 苦情相談

職員の勤務条件、執務環境等に関する不平・不満、苦情等を解消することにより、職員が意欲を持って安心して職務に専念し、公務能率の維持・向上を図っていくために、職員は、人事委員会に対して、苦情を申し立てることができる。

この相談があったときは、本委員会は、相談者の不平・不満を円満に解決することができるように、相談者に助言や制度の説明等を行うほか、関係当事者に解決に向けた指導、あっ旋を行うものである。

平成21年度における職員からの苦情相談の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	職場環境 関係	その他	計
1				1	1		3

4 職員団体

(1) 職員団体の登録状況

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(平成22年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
岡山市職員労働組合	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎内

岡山市教職員組合（岡山市北区津島西坂一丁目4番18号 労働福祉事業会館4階）を、平成22年4月1日付けで登録する予定。

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くことになることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。管理職員等の範囲は、岡山市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められている。

(平成22年3月31日現在)

機 関		職
議会事務局		局長，審議監，次長，課長，課長代理，課長補佐，秘書係長，庶務係長
市長 部 局	本庁	局長，会計管理者，担当局長，副局長，室長，統括審議監，審議監，次長，課長，担当課長，所長（係長相当職を除く。）課長代理，専門監，課長補佐，担当課長補佐，所長補佐，秘書広報室秘書担当の主査及び主任，行政改革推進室の主査及び主任，総務企画課の主査（例規審査及び庁舎管理を担当する者に限る。），総務企画課の主任及び主事（例規審査を担当する者に限る。），政策法務課の主査，主任及び主事（専任の者に限る。），人事課の係長，主任及び主事，財政課の主査及び主任，秘書広報室秘書担当及び行政改革推進室の主事（企画立案に関する事務を行う者に限る。）
	出先	東京事務所

機関	区役所	区長，区長代理，次長，課長，担当課長，課長代理，課長補佐，室長，総務・地域振興課の係長（庁舎管理を担当する者に限る。）	
	支所	支所長，支所長代理，課長	
	地域センター	所長，所長補佐	
	人権啓発センター	所長	
	男女共同参画社会推進センター	館長	
	デジタルミュージアム	館長，館長代理，館長補佐，副専門監	
	市民会館	館長，館長補佐	
	福祉文化会館	館長，館長補佐	
	建部町文化センター	館長	
	建部町B&G海洋センター	所長	
	瀬戸町総合運動公園	所長	
	福祉事務所	所長，所長代理，所長補佐	
	善隣館	館長	
	保育園	保育園長	
	こども総合相談所	所長，所長代理，課長	
	養護老人ホーム	園長，園長補佐	
保健所	所長，次長，課長，専門監，課長補佐		
教育委員会	事務局	教育長，教育次長，統括審議監，審議監，次長，課長，担当課長，所長，課長代理，専門監，課長補佐，所長補佐，室長，室長補佐，分室長，副専門監，分室長補佐，人事財務課人事係及び学事課の係長，主査及び主任，人事財務課人事係及び学事課の主事（人事事務に従事する者に限る。）	
	学校以外の教育機関	学校給食センター	所長，所長補佐
		中央図書館	館長，館長補佐
		視聴覚ライブラリー	館長，館長補佐
		中央公民館	館長，館長補佐
		青少年育成センター	所長
		少年自然の家	所長，所長補佐
		オリエント美術館	館長，副館長，館長補佐
学校	幼稚園	園長	
	小学校	校長，副校長，教頭	
	中学校	校長，副校長，教頭	
	高等学校	校長，副校長，事務長，教頭	

選挙管理委員会事務局	局長，次長，担当課長，担当課長補佐
人事委員会事務局	事務局長，次長，担当課長，係長，主任，主事
監査事務局	局長，担当課長，担当課長補佐
農業委員会事務局	審議監，担当次長，事務局長，担当課長補佐

5 労働基準監督機関

(1) 労働基準法の号別区分等

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされている。本市の労働基準監督機関の職権は、人事委員会の委員長が行う。

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と岡山労働局とが協議して決定する。この区分状況は、次のとおりである。

(平成22年3月31日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事委員会	第12号 教育・研究・調査の事業	職員研修所、デジタルミュージアム、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、総合教育センター、青少年育成センター、環境学習センター「めだかの学校」、図書館、公民館、少年自然の家、犬島自然の家、埋蔵文化財センター、オリエント美術館、人権啓発センター、建部町B & G海洋センター、建部町文化センター、瀬戸町総合運動公園、環境情報センター
	別表第1の各号に属さない事業	本庁、分庁舎、保健福祉会館、東京事務所、消費生活センター、男女共同参画社会推進センター、区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナー、西大寺市民会館、福祉文化会館、障害者更生相談所、こども総合相談所（保護課を除く）、福祉事務所、西部第5地区区画整理事務所、病院局経営総務課、中央卸売市場、消防署、消防局航空隊、教育企画総務課分室、消防局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、第一農業委員会事務局、第二農業委員会事務局、第三農業委員会事務局、第四農業委員会事務局
労働基準監督署	第1号 製造・加工業	水道局本庁、お客様センター、給水工事センター、水道局水道センター、水道局浄水場、水道局浄水課配水制御係、水道局水質試験所、学校給食センター、下水道局本庁、下水処理場
	第3号 土木・建築業	道路維持事務所
	第13号 保健・衛生業	福祉交流プラザ、善隣館、仁愛館、児童館、保育園、こども総合相談所保護課、老人ホーム、こころの健康センター、保健所、保健センター、障害者生活支援センター、瀬戸町健康福祉の館、病院、衛生管理事務所、食肉衛生検査所
	第14号 娯楽・接客業	公園管理事務所、たけべの森公園

	第15号 清掃・と畜場業	東山斎場、清掃事業所、山上埋立管理事務所、東部クリーンセンター、東部リサイクルプラザ、岡南環境センター、当新田環境センター、瀬戸クリーンセンター、一宮浄化センター
--	-----------------	---

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成21年度に職権を行使した事項は次のとおりである。

項 目	件 数
解雇予告除外認定	1
断続的な宿日直勤務の許可	1
健康診断結果報告書の受理	3
産業医選任報告書の受理	2
総括安全衛生管理者選任報告書の受理	1
安全管理者選任報告書の受理	1
衛生管理者選任報告書の受理	10

6 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができることとされている。(地公法第8条第5項)

平成21年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は次のとおりである。

番 号	公布年月日 (施行年月日)	規則名	制定改廃
平成21年 第29号	21.5.1 (21.5.1)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
平成21年 第30号	21.5.1 (21.5.1)	初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成21年 第31号	21.6.10 (21.6.10)	職員からの苦情に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成21年 第32号	21.11.30 (21.12.1)	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成21年 第33号	21.12.25 (21.12.25)	岡山市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成21年 第34号	21.12.25 (21.12.25)	岡山市職員退職手当支給条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則	新規制定
平成22年 第1号	22.2.19 (22.3.22)	初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第2号	22.2.19 (22.2.19)	岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第3号	22.3.31 (22.4.1)	岡山市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第4号	22.3.31 (22.4.1)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第5号	22.3.31 (22.4.1)	岡山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第6号	22.3.31 (22.4.1)	岡山市職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第7号	22.3.31 (22.4.1)	岡山市一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
平成22年 第8号	22.3.31 (22.4.1)	初任給,昇格,昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部改正

人事委員会年報（平成21年度）

発行年月 平成23年1月
編集・発行 岡山市人事委員会事務局
〒700-8554
岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL 086-803-1555